

(仮称) 富士見市子ども・子育て支援事業計画策定に伴う基本方針(案)

1 概要

子ども・子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を計画的に実施するため、「富士見市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。本計画には、国の基本指針に基づく記載事項として、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業について、本市が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載する。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「～子育て輝く未来へ～富士見市次世代育成支援行動計画(後期計画)」(平成22年度～平成26年度)の後継計画として、富士見市の子ども・子育て支援を総合的に推進する計画として位置付ける。

2 計画期間

平成27年度から平成31年度の5年間とする。

3 対象

すべての子ども・青少年(概ね18歳まで)とその家庭、事業者、行政を対象とする。

4 記載事項

《必須記載事項》

- 教育・保育提供区域の設定
- 教育・保育の量の見込み・提供体制の確保の内容・実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保の内容・実施時期
- 認定こども園の普及に係る基本的考え方

《任意記載事項》

- 産後の休業・育児休業等における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 児童虐待防止対策、母子家庭・父子家庭の自立支援、障がい児施策の充実
- ワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携

《次世代育成支援行動計画にかかわる記載事項》

富士見市次世代育成支援行動計画の後継計画とするため、すべての項目について子ども・子育て支援計画との整合性を図り記載していく。

5 推進体制

富士見市子ども家庭福祉審議会において、毎年度点検・評価を行う。